横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2954号)

令和4年9月27日

横情審答申第2954号令和4年9月27日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和元年12月27日緑高第1607号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース 記録全て」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース記録全て」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース記録全て」(以下「本件保有個人情報」という。)の個人情報本人開示請求(以下「本件本人開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和元年11月18日付で行った個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第21条第2項に規定する、自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提出に不足があるため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成17年3月横浜市規則第46号。 以下「規則」という。)第10条第3項第1号から第4号まででは、自己が本人開示 請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類(以下「必 要書類」という。)として、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証及び個人番号 カードを列挙している。

また、同項第5号では、「前各号に掲げるもののほか、当該請求に係る本人であることを確認することができるもの」と規定しており、同号に基づき、官公署が発行した、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証及び個人番号カード以外の顔写真付きの証明書又は官公署が発行した顔写真のない証明書の複数を必要書類として扱っている。

(2) 本件本人開示請求を受け付けたときに提示された必要書類は、官公署が発行した 顔写真のない証明書である「生活保護受給証明書」の1点のみであったため、もう 1点の提示又は提出を求めたところ、拒否されたことから、本人開示請求に係る本 人であることを確認するためには不十分であり、規則第10条第3項に規定された要 件を満たさないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示するよう求める。
- (2) 条例第21条第2項にある本人であることを証明する書類として、「生活保護受給証明書」を出しているから、非開示は適用を誤っている。

5 審査会の判断

(1) 本件本人開示請求について

本件本人開示請求は、「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース記録全て」の開示を求めるとして、官公署が発行した顔写真のない証明書である「生活保護受給証明書」の1点を本人確認書類として提示し、行われたものである。実施機関によれば、本件本人開示請求の受付に際し、審査請求人に対して、本人確認書類として官公署が発行した顔写真のない証明書を提示する場合には、複数のものを提示する必要がある旨を説明したが、追加の本人確認書類の提示がされず、後日電話連絡も行ったが、審査請求人からは追加の本人確認書類の提示がされずかったため、本件処分を行ったとのことである。これに対し、審査請求人は、「生活保護受給証明書」を出しているから、非開示は適用を誤っていると主張している。

(2) 本件処分の妥当性について

- ア 条例第21条第2項は、「本人開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人・・であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。」と規定している。
- イ 実施機関は、条例第21条第2項に規定した要件を満たさないため、非開示としたと主張しているので、以下検討する。
 - (ア) 「横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引」では、条例第21 条第2項の解釈として、「本人開示請求をしようとする者が、当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることの確認を厳格に行う必要があることから、本人開示請求をしようとする者は自己が当該本人開示請求に係る保有個人

- 情報の本人・・・であることを証明する書類を提出し、又は提示する義務を負う。」との解釈が示されている。
- (イ) 規則第10条第3項では、条例第21条第2項に規定する「規則で定めるところにより自己が本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類」として、同項第1号から第4号までにおいて運転免許証、旅券、健康保険被保険者証及び個人番号カードを列挙し、同項第5号において、このほか「前各号に掲げるもののほか、当該請求に係る本人であることを確認することができるもの」と示されている。
- (ウ) 職員が職場で活用する「情報公開事務マニュアル(個人情報本人開示編)」 (以下「事務マニュアル」という。)では、規則第10条第3項第5号に規定する本人確認書類について、官公署が発行した顔写真付きの証明書として顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、顔写真付きの官公署の職員証等が例示され、官公署が発行した顔写真のない証明書として顔写真のない住民基本台帳カード、介護保険被保険者証等を複数提示することで顔写真付きのものと同様に取り扱う旨が示されている。
- ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。
- (ア) 本件本人開示請求の受付の際に提示された「生活保護受給証明書」は、官公署が発行した顔写真のない証明書であることから、事務マニュアルによれば、官公署が発行した顔写真のない証明書がもう1点必要になることが認められる。また、実施機関及び審査請求人双方の主張を踏まえると、本件本人開示請求に際し、実施機関が審査請求人に対して規則等に基づき必要な本人確認書類とその数について明示したにもかかわらず、審査請求人は本人確認書類として「生活保護受給証明書」の1点しか提示しなかったものと認められる。一方、審査請求人から他の本人確認書類を提示又は提出できない事情について特段の主張もなく、官公署が発行した顔写真のない証明書をもう1点提示又は提出できない事情があったものとは認められない。
- (イ) 今日の社会における個人情報保護の重要性に鑑みると、実施機関は本人開示 請求制度の運用に当たり、個人情報の漏えい事故などによって個人の権利利益 が一旦侵害されるとその回復が困難であることを認識し、個人情報の取扱いに 当たっては必要かつ十分な保護措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて、 組織全体として個人情報の保護に努めなければならないということができる。

そうとすると、実施機関が行っている前述のような本人確認の厳格な運用は 妥当なものであると評価することができる。

(ウ) したがって、審査請求人は必要書類を提示又は提出しなかったのであるから、 実施機関が本件処分を行ったことは、審査会としても是認できるものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求に対し、条例第21条第2項に規定する必要書類の提示又は提出に不足があるとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《参考》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|--|-----------------------|
| 令和元年12月27日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和2年1月16日 (第255回第三部会) 令和2年1月24日 (第373回第二部会) 令和2年1月28日 (第335回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 令和 4 年 4 月 2 2 日 (第360回第一部会) | • 審議 |
| 令和 4 年 5 月 2 4 日 (第361回第一部会) | 審議 |
| 令和4年6月21日 (第362回第一部会) | • 審議 |
| 令和4年7月26日 (第363回第一部会) | • 審議 |